

議案第 2 3 号

三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町商業施設等立地促進条例（平成28年3月三宅町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年 3月 4日提出  
三宅町長 森田 浩 司

## 三宅町商業施設等立地促進条例の一部を改正する条例

三宅町商業施設等立地促進条例（平成28年3月三宅町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定区域 前号アに定める区域内で町道三宅2号線（結崎第7号踏切から伴堂東交差点区間）からおおむね100m以内の区域をいう。

第2条第1項第6号中「増設」の次に「等」を加える。

第2条第1項第8号中「常時勤務の従業員」を「常用雇用者」に改める。

第2条に次の各号を加える。

- (9) 準常用雇用者 雇用期間の定めがある労働契約を締結し、雇用される従業員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働派遣事業を行う事業者に雇用され、同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき当該事業所に派遣される者。）であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。
- (10) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (11) 緑地 対象事業者が、事業所の緑地化、環境保全等を目的とし、事業所地内に配置した緑地をいう。

第3条に次の各号を加える。

- (4) 治水対策奨励金
- (5) 給水装置設置奨励金
- (6) 環境施設奨励金
- (7) 緑地保全奨励金

第4条第1項第1号アに次のただし書を加える。

ただし、特定区域内（第2条第1項第3号ウに定める日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉のうち中分類84の保健衛生、中分類85の社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）の場合は、100平方メートル以上であること。

第4条第1項第1号イ中「増設」の次に「等」を加える。

第4条第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、特定区域内（第2条第1項第3号ウに定める日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉のうち中分類84の保健衛生、中分類85の社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）の場合は、1千万円以上であること。

第4条第1項第3号中「常時勤務の従業員」を「常用雇用者」に改め、次のただし書を加える。

ただし、特定区域内（第2条第1項第3号ウに定める日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉のうち中分類84の保健衛生、中分類85の社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）の場合は、1人以上雇用していること。

第4条第2項中「第3号」を「第7号」に改める。

第4条第2項第1号中「常時勤務の従業員」を「常用雇用者、準常用雇用者、短時間労働者」に改める。

第4条第2項第2号中「新設」の次に「等」を加える。

第4条第2項に次の各号を加える。

- (3) 治水対策奨励金 事業所の敷地内に、雨水を貯留し、及び浸透する施設であって規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの
- (4) 給水装置設置奨励金 事業所の新設等をする場合において、三宅町水道給水条例(昭和42年三宅町条例第16号)第10条の規定による給水装置の新設(口径の変更を含む。)の承認を受け、現に水道を使用しているもの
- (5) 環境施設奨励金 事業所が環境保全を目的とした施設で、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの
- (6) 緑地保全奨励金 事業所の敷地内に、環境保全等を目的として、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

第5条中「第3号」を「第7号」に改める。

第10条の見出し中「委任」を「その他」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三宅町商業施設等立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に届出をする事業者から適用し、同日前に届出をした事業者については、なお従前の例による。

三宅町商業施設等立地促進条例 新旧対照表

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定区域</u> 前号アに定める区域内で町道三宅2号線(結崎第7号踏切から伴堂東交差点区間)からおおむね100m以内の区域をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 増設等 指定地域内に事業所を有する対象事業者が、当該指定地域内に有する事業所を拡充、若しくは事業所の全部を建て替え、又は当該指定地域内の他の場所に事業所を建築することをいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 常用雇用者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である従業員をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。</p> <p>(9) <u>準常用雇用者</u> 雇用期間の定めがある労働契約を締結し、雇用される従業員(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第3号に規定する労働派遣事業を行う事業者により雇用され、同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき当該事業所に派遣される者。)であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。</p> <p>(10) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者をいう。</p> <p>(11) 緑地 対象事業者が、事業所の緑地化、環境保全等を目的とし、事業所地内に配置した緑地をいう。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 増設 指定地域内に事業所を有する対象事業者が、当該指定地域内に有する事業所を拡充、若しくは事業所の全部を建て替え、又は当該指定地域内の他の場所に事業所を建築することをいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>常時勤務の従業員</u> 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である従業員をいう。ただし、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者を除く。</p> |

(奨励措置)

第3条 町長は、予算の範囲内において、対象事業者に対し当該各号に定める奨励措置を講ずることができる。

- (1) 商業施設等立地奨励金
- (2) 雇用促進奨励金
- (3) 埋蔵文化財発掘奨励金
- (4) 治水対策奨励金
- (5) 給水装置設置奨励金
- (6) 環境施設奨励金
- (7) 緑地保全奨励金

2 (略)

(奨励措置を受けることができる対象事業者の要件)

第4条 前条第1項第1号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その者が新設等をする事業所の面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める規模であること。

ア 新設の場合 事業所の敷地面積が卸売業、小売業、飲食サービス業は900平方メートル以上、医療、福祉は500平方メートル以上であること。  
ただし、特定区域内(第2条第1項第3号ウに定める日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉のうち中分類84の保健衛生、中分類85の社会保険・社会福祉・介護事業を除く。)の場合は、100平方メートル以上であること。

イ 増設等の場合

(ア)から(ウ) (略)

- (2) 投下固定資産の総額が3千万円以上であること。ただし、特定区域内(第2条第1項第3号ウに定める日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉のうち中分類84の保健衛生、中分類85の社会保険・社会福祉・介護事業を除く。)の場合は、1千万円以上であること。
- (3) 常用雇用者を2人以上雇用していること。ただし、特定区域内(第2条第1項第3号ウに定める日本標準産業分類に掲げる大分類Pの医療、福祉のうち中分類84の保健衛生、中分類85の社会保険・社会福祉・介護事業

(奨励措置)

第3条 町長は、予算の範囲内において、対象事業者に対し当該各号に定める奨励措置を講ずることができる。

- (1) 商業施設等立地奨励金
- (2) 雇用促進奨励金
- (3) 埋蔵文化財発掘奨励金

2 (略)

(奨励措置を受けることができる対象事業者の要件)

第4条 前条第1項第1号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その者が新設等をする事業所の面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める規模であること。

ア 新設の場合 事業所の敷地面積が卸売業、小売業、飲食サービス業は900平方メートル以上、医療、福祉は500平方メートル以上であること。

イ 増設の場合

(ア)から(ウ) (略)

- (2) 投下固定資産の総額が3千万円以上であること。

- (3) 常時勤務の従業員を2人以上雇用していること。

を除く。)の場合は、1人以上雇用していること。

(4) (略)

(5) (略)

2 前条第1項第2号から第7号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、同項1号の商業施設等立地奨励金の交付を受ける者であって次の各号の要件にそれぞれ該当するものとする。

(1) 雇用促進奨励金 事業所の事業を開始した日(以下「事業開始日」という。)の前6月から事業開始の日後6月までに雇用された者で、雇用開始の日から1年を経過した日まで引き続き町内に住所を有し、継続して雇用されている常用雇用者、準常用雇用者、短時間労働者を雇用しているもの

(2) 埋蔵文化財発掘奨励金 事業所の新設等をする場合において、埋蔵文化財の発掘調査を要するもの

(3) 治水対策奨励金 事業所の敷地内に、雨水を貯留し、及び浸透する施設であって規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

(4) 給水装置設置奨励金 事業所の新設等をする場合において、三宅町水道給水条例(昭和42年三宅町条例第16号)第10条の規定による給水装置の新設(口径の変更を含む。)の承認を受け、現に水道を使用しているもの

(5) 環境施設奨励金 事業所が環境保全を目的とした施設で、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

(6) 緑地保全奨励金 事業所の敷地内に、環境保全等を目的として、規則で定めるものを事業開始日の前日までに設置しているもの

(届出)

第5条 第4条に定める要件に該当することにより第3条第1項第1号から第7号に規定する奨励措置を受けようとする対象事業者は、規則で定める日までに当該要件に該当する旨を町長に届け出なければならない。

第6条から第9条 (略)

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(4) (略)

(5) (略)

2 前条第1項第2号から第3号に定める奨励措置を受けることができる対象事業者は、同項1号の商業施設等立地奨励金の交付を受ける者であって次の各号の要件にそれぞれ該当するものとする。

(1) 雇用促進奨励金 事業所の事業を開始した日(以下「事業開始日」という。)の前6月から事業開始の日後6月までに雇用された者で、雇用開始の日から1年を経過した日まで引き続き町内に住所を有し、継続して雇用されている常時勤務の従業員を雇用しているもの

(2) 埋蔵文化財発掘奨励金 事業所の新設をする場合において、埋蔵文化財の発掘調査を要するもの

(届出)

第5条 第4条に定める要件に該当することにより第3条第1項第1号から第3号に規定する奨励措置を受けようとする対象事業者は、規則で定める日までに当該要件に該当する旨を町長に届け出なければならない。

第6条から第9条 (略)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。